

# 子供黨列傳（四）

和氣廣蟲 ご 葛木戸主

石井庄司

和氣廣蟲は備前國藤野郡の人で、忠臣清麿の姉にあたる。廣蟲は延暦十八年（四五九）に年七十を出て他界し、弟の清麿も同年に年六十七歳で歿したといふ。姉弟の年は満三つ違ひであつた。一説には廣蟲は延暦十七年に（四五八）亡くなつたともいふ。さすれば弟の清麿よりは一年早く世を去つたことになる。いま延暦十八年に年七十で歿したとする。その生年は聖武天皇の御代の神龜四年になる。聖武天皇の御代のはじめで、奈良の大佛殿なきもまだ建立されてゐないときである。

廣蟲は年十五のとき從五位下葛木宿禰戸主の許嫁となつた。此の葛木宿禰戸主には、續日本紀孝謙天皇の天平勝寶八年（一二一六）十二月十六日の記事による。次のやうなことが記されてゐる。

「是より先に恩勅ありて京中の孤兒をさり集めて衣糧を給して養はしむ。是に至つて男九人女一人成人す。因つて葛木連の姓を賜ひ、紫微少忠從五位上葛木連戸主が戸に編附して出て親子の道を成さしむ。」

これだけの記事では事情が明かでないが、京中の孤兒をさり集めて養育するに當つては、恐らくこの葛木連戸主が力を致したのであらう。それで成人するに及んで、葛木連に編附して、親子の道を成さしめたのであらう。此の時既に廣蟲は三十歳で、戸主のところへ嫁いでゐたものと思はれる。かやうな孤兒の養育といふことが、後に廣蟲をして更に多くの遺児を養護せしめたことになつたと思はれる。それにはまづ孝謙天皇の恩勅といふことを思はねばならぬ。そして夫葛木戸

主のこゝも忘れてはならぬこゝろである。

清麿傳によれば廣蟲は弟の清麿共に、孝謙天皇に仕へ、並に愛信を蒙つた由である。それで或は孤兒養育を葛木戸主に托せられるに就いては、まづ廣蟲が與つて力あつたのかも知れないのである。さもかくも廣蟲については、此の夫葛木戸主のこゝはぜひ特筆されなければならぬこゝろであり、また畏れ多いこゝながら孤兒養育さいふこゝについては、孝謙天皇の御歎慮の程をも讀仰し奉らねばならぬのである。

天平寶字八年（一二三四）九月には藤原仲麿の叛逆して誅に伏するこゝがあつた。亂後一般の民衆は飢饉疾病に悩み、遂に棄兒をする者が多く出づるに至つた。そこで廣蟲は人を遣はして之をさり養はしめたが、總て八十三兒を得た。そこで悉く養ふと稱して、姓を葛木首と賜つた、といふ。廣蟲に就いては、このこゝは誰知らぬものも無い程有名な話となつてゐるが、吾々をして云はしむれば之は全く前年の孤兒養育の延長に過ぎないのである。唯養育したる人數に多寡の差こそあれ、その精神といひ、事業といひ、全く同一といふべきである。前述の如く、兩者共に廣蟲の關係するこゝろであるやもはかられないのであるが、仲麿の亂後の事ばかり宣傳されて、それより九年前の葛木戸主の事の顯はれぬこゝを遺憾に思ふ次第である。

廣蟲は孝謙天皇の落穀せられるに及び自らもまた薙髪して法弟子となり、名を法均と改めた。神護景雲二年（一二二八）法均年四十二の時には從四位に敍せられ封戸並に位祿位田を賜つた。處が翌三年（一二三九）九月、弟清麿が宇佐に遣はされ八幡の神教を受けて歸るや道鏡の怒を買ひ大隅に流されたが、法均は詔により還俗してもとの廣蟲となり、備後國に流された。

光仁天皇の即位あらせられるや清麿は許され廣蟲も共に召還へされて、從四位下を授けられた。典藏となり出納を掌つた。累進して正四位下となり、長岡の都に宅を起すや稻を賜はり、やがて正四位上を受けられ典侍となつた。延暦十八年卒したが、淳和天皇の天長二年には正三位を追贈せられた。廣蟲たるもの以て冥すべきである。（昭和十二、十二、十）